

区	〒	所在地	TEL	FAX
北区	530-0026	神山町15-11	6313-5566	6313-2921
都島区	534-0021	都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
福島区	553-0001	海老江6-2-22	6454-6330	6454-6331
此花区	554-0002	伝法3-2-27	6462-1224	6462-1984
中央区	542-0062	上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
西区	550-0013	新町4-5-14	6539-8075	6539-8073
港区	552-0007	弁天2-15-1	6575-1582	6575-1025
大正区	551-0013	小林西1-14-3	6555-0692	6555-0687
天王寺区	543-0074	六万本町5-26	6774-3377	6774-3399
浪速区	556-0011	難波中3-8-8	6636-6027	6636-6028
西淀川区	555-0013	千舟2-7-7	4862-6455	6478-2945
淀川区	532-0005	三国本町2-14-3	6394-2900	6394-2978
東淀川区	533-0022	菅原4-4-37	6370-7221	6160-0312
東成区	537-0013	大今里南3-11-2	6977-7031	6977-7038
生野区	544-0033	勝山北3-13-20	6712-3110	6712-3001
旭区	535-0031	高殿6-16-1	6954-8881	6957-7282
城東区	536-0005	中央2-11-16	6936-1161	6936-1154
鶴見区	538-0051	諸口5-浜6-12	6913-7041	6913-7676
阿倍野区	545-0037	帝塚山1-3-8	6628-1212	6628-9393
住之江区	559-0013	御崎4-6-10	6686-2234	6686-2122
住吉区	558-0021	浅香1-8-47	6115-8150	6692-8813
東住吉区	546-0031	田辺2-10-18	6622-9837	6622-8973
平野区	547-0043	平野東2-1-30	6795-2727	6795-1660
西成区(別館)	557-0034	まつ松3-1-16	6656-0322	6656-0154

まずは、お住いの区の社会福祉協議会にご相談ください。



おおさかししゃかいふくしきょうぎかい
大阪市社会福祉協議会
 〒557-0024
 おおさかししなりくでしろ
大阪市西成区出城2-5-20
 おおさかししゃかいふくし
大阪市社会福祉
 けんしゅうじょうほう
研修・情報センター3F
 TEL06-4392-8236
 FAX06-4392-8900

げつどようびごぜんじごころじしゅくじつねんまつねんしがつにちがつにちのぞ
 月～土曜日 午前9時～午後5時 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

あんしん まいにち す
安心して、毎日が過ごせますように、
 ふくし りょう てつづ
福祉サービス利用の手続きや
 きんせんかんり てつだ あんない
金銭管理のお手伝いをご案内します。

あんしんさぽーと

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
(日常生活自立支援事業)

そうだん むりょう
相談は無料です。

おおさかししゃかいふくしきょうぎかい
大阪市社会福祉協議会
 かくくしゃかいふくしきょうぎかい
各区社会福祉協議会



生活の中で不安に思うことはありませんか？

福祉サービスは
利用したいけど、
手続きは苦手



計画的にお金
の支払いが
できるか不安

通帳やはんこなど、
どこに置いたか
忘れてしまう



大事な書類を
なくさへんか
心配



あんしんさぽーとがお手伝いします

福祉サービスの利用手続きをお手伝いします
福祉サービス等 利用援助

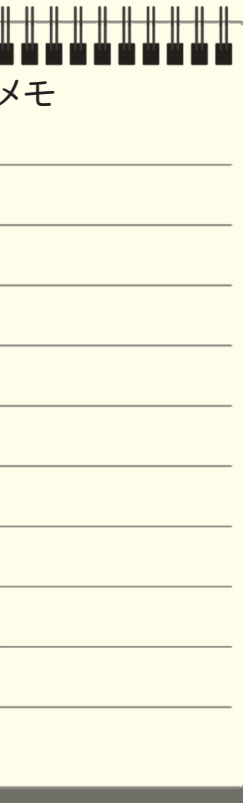
- 利用に関する情報の提供、相談
- 利用手続きの支援、契約の立会いなど
※医療機関、施設への入院、入所は除きます
- 福祉サービスの苦情を解決するための制度の利用手続きの支援

日常の金銭管理をお手伝いします
金銭管理サービス

- 預貯金の出し入れ
- 家賃や公共料金、福祉サービス
利用料や医療費などの支払い
- その他の金銭を要する手続きの
代行

通帳・証券類の紛失や盗難を防止します
預かりサービス

- 預貯金通帳
- 有価証券(債権など)
- 証書(保険証書・契約書・公正証書遺言など)
- カード(キャッシュカードなど)
- ※1,000万円を超える通帳・証券類、宝石、貴金属、
書画、骨董品などは預かれません。



◎利用できる方

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安のある方で
次のすべてに当てはまる方

- ・大阪市内に在住の方
- ・契約内容が理解できる方
- ・事業(サービス)を利用する意思がある方



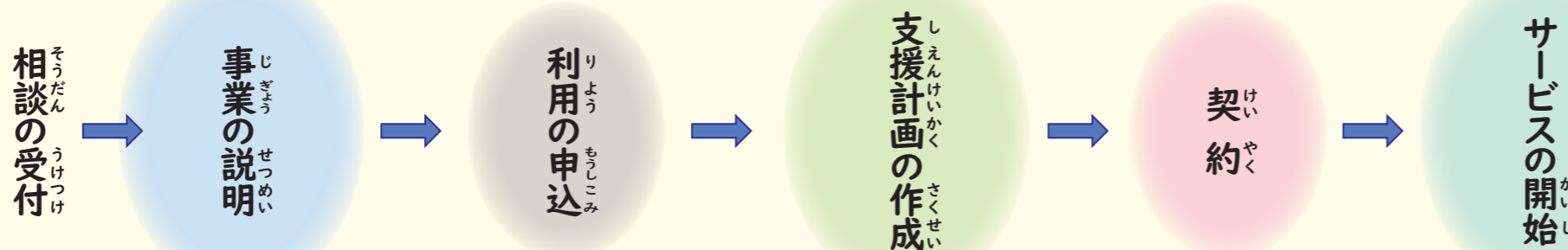
利用できない方

判断能力に問題のない
身体障がい者の方
浪費、お金の管理が苦手な方



△判断能力が低下していて、あんしんさぽーと事業の契約内容が理解できない場合、
成年後見制度の対象となります。

利用のしかた



*契約締結審査会

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成、本人の契約能力や判断能力の確認が必要な場合、契約可否等を審査します。

*運営適正化委員会

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成、事業運営の監視と利用者の苦情解決を行っています。

サービス利用料	金銭管理サービス	預かりサービス
市民税課税者	1回 900円	年間3,000円
市民税非課税者	1回 600円	(月250円)
生活保護受給者	無料	無料